

# 教 育 公 報

三重県教育委員会

---

目 次

規 則 ○ 三重県立学校体育施設の使用に関する規則の一部を改正する規則 …………… 保 健 体 育 課 1頁

---

規 則

三重県立学校体育施設の使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月二十六日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

**三重県教育委員会規則第二号**

三重県立学校体育施設の使用に関する規則の一部を改正する規則

三重県立学校体育施設の使用に関する規則（令和元年三重県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

(第1号様式)

体育施設使用（変更）許可申請書

年 月 日

三重県立 学校長 様

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

〔 団体にあつては、住所、団体名、  
代表者名、担当者名及び電話番号 〕

下記のとおり、体育施設の使用（変更）許可を受けたいので申請します。

記

使用施設			
使用目的			
使用日時			
照明設備 使用時間			
使用予定人数			
減免申請	1 有 2 無	減免理由	
連絡 責任者	住 所		
	氏 名	電話番号	
備 考			

(第2号様式)

体育施設使用(変更)許可書

年 月 日

様

三重県立

学校長

年 月 日付けで申請のあった体育施設の使用(変更)については、下記のとおり許可します。  
記

使用施設		
使用目的		
使用日時		
照明設備 使用時間		
1時間あたりの使用料	体育施設 円/時間	照明設備 円/時間

(条件)

- 教示 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県教育委員会となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の三重県立学校体育施設の使用に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県立学校体育施設の使用に関する規則の規定に基づいて提出された申込書その他の書類とみなす。